

武蔵野市公共施設の環境配慮指針における
対象施設・整備水準の追加等について

1 概要

令和 5 年 6 月に策定した「武蔵野市公共施設の環境配慮指針」について、建築物省エネ法の改正（令和 7 年 4 月施行）に伴い、住宅及び 300㎡未満の非住宅用途建築物が新たに省エネ基準へ適合義務化されたことを踏まえ、これらの施設を指針の対象に加える。

2 対象施設等

(1) 対象施設：市有施設（住宅及び 300㎡未満の非住宅用途建築物を追加）

(2) 対象建築行為

【新 築】全ての住宅及び非住宅建築物（10㎡超）

【増改築】全ての住宅及び非住宅建築物において増改築部分の床面積が 10㎡を超える場合

3 整備水準

(1) 住宅

第一水準について優先検討を行うこと。第一水準の達成が困難な場合は第二水準を満たすこと。

■ エネルギー消費性能水準

第一水準：ZEH-M Ready（創エネ設備による削減量を除いて一次エネルギー消費量を 20% 以上削減、かつ、創エネ設備による削減量を含めて一次エネルギー消費量 50% 以上削減）

第二水準：ZEH-M Oriented 相当（創エネ設備による削減量を除いて一次エネルギー消費量を 20% 以上削減）

■ 外皮基準：断熱等級 5 以上（UA 値 0.6 以下、 η AC 値 2.8 以下）

■ 創エネ設備：原則設置（新技術による設備の設置を積極的に検討すること）

(2) 非住宅（300㎡未満）

■ エネルギー消費性能水準

ZEB Ready：創エネ設備による削減量を除いて一次エネルギー消費量を 50% 以上削減

■ 創エネ設備：原則設置

4 適用日

令和 8 年 4 月 1 日